

離婚した人を支援する職場プログラム

2006年に「離婚した男性の心筋梗塞の死亡率は、妻帯者の約3倍」という統計が厚生労働省の発表で明らかになりました。また、ストレスを点数化した「社会的再適応評価尺度」によれば、配偶者の死を100とすると、離婚は73、別居は65で、失業の47や退職の45、親友の死の37よりもはるかに高いとされており、この事は離婚や離別がビジネス（経営）に莫大な不利益を及ぼしていることを示唆しています。

そこで、NPOびじっとでは『ペアレンティング・プログラム』と呼ばれる職場プログラムを提案しています。離婚を経験された方が対象で、個人的なダメージによるビジネスへの損害を未然に防ぐことを目的としたサービスです。

たとえば、養育費や面接交渉権、慰謝料、財産分与といった、離婚が成立する前に向き合う必要がある現実的な問題に関しては、専門家のアドバイスを受けることができます。が、「離婚生活」が始まってから、家族と離れて独りで暮らす人が、自分自身を取り戻すことを支援するという視点は、これまでにありませんでした。

離婚後の公的支援は、ひとり親家庭が抱える切実な経済面の不安を軽減することが主眼になっています。共に暮らさない親にも「面接交渉」がありますが、子どもが週末や休暇を一緒に過ごす別居親に対する支援は、民間のサポートからもすっぱりと抜け落ちてきていました。

ペアレンティング・プログラムでは、離婚を経験された方、別居中の方のさまざまな問題を解決すると共に、元配偶者や別れて暮らす子とのより良い関係を築くための提案をすることにより、社内の人間関係改善・業務向上をお手伝いいたします。

ペアレンティング・プログラムは、離婚後の差し迫った精神的な問題を解決し、元配偶者とうまく付き合い方、より良い親子関係を築くための最善の方法といったことに重点を置き、従業員の皆さまの問題解決のお手伝いをいたします。

ペアレンティング・プログラム内容

- * 面接交渉支援
- * 元配偶者との付き合い方相談
- * 子どもとの接し方相談
- * 精神的分野の専門家への橋渡し